

「初回お試し お得な話にはご注意を?!」



気になっていた商品が、お得な金額で広告に掲載されていたので、とりあえずお試しのつもりで購入。初回のみと思っていたが、翌月も同じ商品が自宅に届き、高額な請求書を見てすぐさま業者に連絡するも中々繋がらず。解約が出来ない。



消費者へのアドバイス



- 「お試し」「初回のみ」には、様々な条件が付いています。定期購入が条件になっていないかどうかしっかりと確認する!
- 通信販売では、クーリング・オフ制度は、ありません!!
事業所が広告に表示した条件に従わなければなりません。購入前にしっかりと確認しましょう!!
- 困ったときは、周りに相談、消費生活センターに連絡してください!

不審に思ったときは、

警察や消費生活総合センターへすぐに相談を!!

消費者ホットライン ☎188(いやや)

京都市消費生活総合センター

(中京区役所内) . . ☎366-1319

高齢サポート・音羽(京都市音羽地域包括支援センター)

☎075(595)8139 FAX075(593)4139

